

【射水市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
建築住宅課	木造住宅耐震改修等 支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	・耐震計画策定 2/3(20万円以内) ・耐震改修工事 工事費の4/5(100万円以内) ・耐震改修と同時に施工するリフォーム工事 工事費の2/3(30万円以内)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=285	0766-51-6683
観光まちづくり課	いみず住まい等応援 事業	①新築等取得事業 ・射水市に転入された方がいる世帯 ・自ら居住するために新築住宅等を取得した方 ・5年以上定住する意思のある方 ②空き家利活用事業 ・市内の空き家を住居や住居兼店舗等として利活用するために購入した方 ・5年以上定住する意思のある方	ポイント数の合計に5万円を乗じた得た金額 (上限200万円、ただし建物取得費用以下) ※詳細は市のホームページをご覧ください。	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtla.aspx?servno=45599 https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtla.aspx?servno=45598	0766-51-6676
建築住宅課	空き家対策支援事業	老朽危険空き家等の解体除去と解体後の跡地利用の促進を図るため工事費及び土地購入の一部を補助。 【解体の場合】 ①一戸建ての住宅であり老朽危険空き家等と認められるもので申請者が所有者であり対象となる老朽危険空き家等の所有権が明確である。 ②空き家となって6か月以上経過したもの。 ③市内業者が解体工事を行うもの。 ④申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者が市税を滞納していない。 【隣接空き家購入及び解体】 ①隣接した空き家を購入し、空き家を利用するか、空き家を解体し敷地を拡張利用するもの。 ②市内業者が解体工事を行うもの。 ③申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての方が市税を滞納していないこと。	【解体の場合】 ①老朽危険空き家解体補助金 解体工事に要する費用の5分の4(上限50万円) ②老朽空き家解体補助金 解体工事に要する費用の2分の1(上限25万円) 【隣接空き家購入及び解体】 隣接空き家購入費に要する費用の1/10(上限30万円) ※敷地拡張のため空き家を解体する場合、解体工事費用に要する費用の1/2(上限20万円)を加算	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=12660	0766-51-6683
観光まちづくり課	指定宅地取得支援助 成金交付事業	市が指定する住宅団地において、居住のために宅地を購入して住宅を新築した方に、その費用の一部を助成するもの。 〈団地型〉市が指定した住宅団地で指定日以降に土地を購入し、1年以内に当該土地に住宅を建設し住所を有する場合、取得した土地面積に2,600円/㎡を乗じた額(限度額60万円)を助成。ただし、公共事業等で住宅移転をせざるを得ない世帯に対しては、取得した土地面積に3,900円/㎡を乗じた額(限度額90万円)を助成。 〈バンク型〉市街化区域内の空き家(空き地)について、空き家情報バンク登録1年経過かつ、前所有者が3年以上所有している場合、購入について2,600円/㎡を乗じた額(限度額60万円)を助成。	60万円以内又は90万円以内(3箇年に分けて交付)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=18824	0766-51-6676
地域福祉課	高齢者住宅改善費補 助金交付事業	(1)65歳以上の要支援・要介護認定者の方で所得税非課税世帯 対象工事:手すりの取付け、床段差の解消、引き戸等への扉の取替えなど (2)65歳以上の要支援・要介護認定非該当の方で所得税非課税世帯 対象工事:①手すりの設置、段差解消 ②和式トイレから洋式トイレへの改修 ※所得税非課税世帯は、同居する全ての世帯が非課税の場合 ※対象工事は介護保険法に準じる。新築や増築は対象外 (注1)介護保険の住宅改修を優先する。 (注2)事前申請が必要	助成条件(1):対象工事費(上限70万円)の2/3 助成条件(2)で①の工事:対象工事費(上限45万円)の2/3 助成条件(2)で②の工事:対象工事費(上限45万円)の1/3	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=25856	0766-51-6625
社会福祉課	在宅重度心身障害者 住宅改善費助成事業	視覚障害、肢体不自由で1・2級の方 内部障害で補装具の車いすの交付を受けている方 療育手帳Aの交付を受けている方 ※いずれも世帯の所得税が287,500円以下の世帯	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=3561	0766-51-6626
社会福祉課	日常生活用具給付事 業	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の脳病変による移動機能障害3級以上の方 難病患者等(下肢又は体幹機能に障害のある方に限る) 学齢児以上	20万円以内(但し、1割は利用者負担)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=1010	0766-51-6626
環境課	合併処理浄化槽設置 整備事業	次に掲げる地域を除く地域で、主として居住の用に供する住宅に設置する合併処理浄化槽 ・流域下水道事業計画の認可区域 ・公共下水道事業計画の認可区域 ・農業集落排水事業整備及び計画地域 ・地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備及び計画地域	①5人槽 39万円 ②6～7人槽 47.4万円 ③8～10人槽 66万円 ④11～20人槽 100.2万円 ⑤21～30人槽 154.5万円 ⑥31～50人槽 212.9万円	https://www.city.imizu.toyama.jp/download/svguideDtl.aspx?servno=80	0766-51-6624
上下水道業務課	水洗便所改造資金融 資制度	公共下水道に接続するために既存の便所を水洗便所に改造する工事 (市税、水道料金及び下水道事業受益者負担金の滞納がないこと)	融資限度額 150万円 金利 住宅金融支援機構の基準金利 返済期間 6か月以上60か月以内	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguideDtl.aspx?servno=3567	0766-84-9647
介護保険課	介護保険(介護予防) 居宅介護住宅改修費	要介護・要支援認定を受けている者で、手すり取付や段差解消などの改修工事	改修工事の9～7割(上限20万円)	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedtla.aspx?servno=5520	0766-51-6627